

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.004

処 分 名	占用料の分納
処 分 の 概 要	道路占用料徴収条例第 5 条ただし書の規定により占用料を分納しようとする者は、納入通知書により指定された納期限までに道路占用料分納申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市道路占用料徴収条例（平成 17 年条例第 138 号）第 5 条 春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 10 条
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であるもので、当面申請が見込まれないものであって、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため設定しません。
標準処理期間	20日（休日は含まない）
設定年月日	平成26年4月1日
申請時期	納入通知書発行後、納入通知書により指定された納期限まで
申請方法	本庁4階道路管理課窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■春日部市道路占用料徴収条例

（占用料の徴収方法）

第 5 条 占用料は、占用期間が 1 年未満の場合はその全部を一時に、1 年以上の場合は年度ごとに、これを徴収する。ただし、市長は特別の理由があると認めた場合は、これを分納させることができる。

■春日部市道路占用規則

（占用料の分納申請）

第 10 条 条例第 5 条ただし書の規定により占用料を分納しようとする者は、納入通知書により指定された納期限までに道路占用料分納申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。